

令和7年度 杉並区への要望及び区からの回答（要約）

要望	区からの回答（要約）
1 これまで、各部署から町会・自治会に対して、「わがまちの警察官顕彰」、「青少年善行表彰」、「技能功労者表彰」など、それぞれの分野で顕著な取組を行った方々の推薦依頼がされていますが、各表彰の主旨は異なります。医療や介護福祉、教育や保育、清掃事業等の職業は我々の生活になくてはならないものであり、今の時代だからこそ、そうした職業に従事されている方々（エッセンシャルワーカー）を対象にした表彰制度を設立し、広く区民に周知すること。	現代社会を持続可能なものとしていくためには、医療や福祉、教育、物流、公共交通など多様な分野で働く方々の存在が不可欠であると認識しています。また、人口減少に伴う人手不足が懸念される中、社会全体で感謝と尊敬の気持ちを持ち、すべての働く方がやりがいを持って従事できる環境づくりが重要であると考えています。そのため、感謝の気持ちを伝える方法として、広報や表彰制度、事業者支援のあり方について検討してまいります。
2 長寿応援ポイント事業の見直しが実施されているが、上限ポイントの見直しに関して、今年度の400ポイントは理解をするが、次年度以降の200ポイントに引き下げることに関して、むしろ、上限を引き上げて更に活動を活性化させるべきであり、上限の見直しを行うこと。	令和7年度から実施している当事業の見直しは、60歳以上の区民の参加促進（目標参加率4%）と、現在の経費水準（年間約9千万円）で継続可能な仕組みの構築を目的としたものです。その一環として、長寿応援ファンドの寄付制度の廃止と付与ポイント上限の段階的引き下げを行いました。今後は、令和10年度に3年間（令和7～9年度）の実施状況を検証し、必要な見直しにつなげてまいります。また、「健幸アプリ すきなみチャレンジ（なみチャレ）」により、健康づくりとポイント活用を併せて推進しておりますので、ご活用いただければ幸いです。 ※ 区公式ホームページ （杉並区健康アプリ「なみチャレ」運用開始！！） 
3 すぎ丸・さくら路線について、浜田山駅から下高井戸駅間を運行しているが、当該路線をバス路線等が整備されている永福町駅まで延長すること。	南北バスすぎ丸の路線延長については、これまで他地域からも要望が寄せられています。区では、令和7年4月に設置した検討部会において、持続可能な運行の実現に向け、地域の要望を踏まえながら今後の運行ルート等を検討してまいります。
4 鎌倉街道と荒玉水道間の約1kmにわたって甲州街道北側沿いに延びる「玉川上水第二公園」は、買い物・散歩、また、幼児の見守り保育によく利用されている。しかし、距離が長く面積も大きい割には、当該公園にはトイレが無い。 高齢者や保護者等利用者が、より安心して利用できるようにするため、当該公園内にトイレを整備すること。	区では今年度、公園等トイレの適正配置方針の策定に取り組んでおり、その中で玉川上水第二公園へのトイレ設置を検討しています。ただし、設置にあたっては道路状況や物理的条件、近隣住民の理解など多くの調整が必要であり、ご要望に添えない場合もあるため、ご理解をお願いしています。

令和7年度 杉並区への要望及び区からの回答（要約）

要望	区からの回答（要約）
現在、区立小学校、中学校において建て替えが順次進められていますが、より質の高い教育を求めることに変わりはありません。新たな校舎、教育施設の主眼は児童、生徒の施設、環境整備になりがちですが、教育する側、教職員の良好な職場環境を整備することが必要ではないでしょうか。昨今、多方面で働き方改革がお題目のようにさげばれていますが、働くシステムを変えるばかりではなく、働く環境整備に目を向ける企業が目立つようになりました。しかし、教育現場においては遅れをとっているように見受けられます。教職員の福利厚生施設、例えばシャワー室のあるロッカー、休憩室などほっとしたりすることが出来る空間作りを要望する。	区立小中学校の施設については、杉並区立学校施設整備計画に基づき、休憩スペースや職員更衣室の設置を標準とし、改築時には関係者や教職員、児童・生徒の意見を取り入れながら整備を進めています。今後も、児童・生徒の安全・安心を確保するとともに、教職員や利用者にも配慮した施設環境の整備に取り組んでまいります。
区内において空き家が増加している状況下で、周辺環境、治安、野生動物等様々な影響があると考えられますので、空き家における下記の調査研究を要望する。 6 ○野生動物の生息の実態 ○空き家に棲みつく野生動物が環境へ与える影響 ○空き家に棲みつく野生動物に寄生・付着する寄生虫（特にマダニ等）	人口減少や高齢化の進行に伴い、空家の増加が社会問題となる中、区では「発生抑制」と「適切な管理」を課題として対策を進めています。環境課では、空家における野生動物の棲みつき等が確認された場合、所有者に改善を求めるとともに支援制度を案内し、必要に応じて都と連携して対応しています。住宅課では令和6年度に「空家実態調査」を実施いたしましたが、詳細は把握できていない状況です。管理不全の空家については現地調査のうえ、所有者等に対し、助言・指導を行っています。今後は、生物多様性の観点も踏まえ、実態把握の方法について研究してまいります。
7 妙正寺公園内の妙正寺池は昭和の時代に井草電話局建設時における地下施設建設の為に掘削により地下水脈切断により水が完全に枯渇した為に在来生物は全滅しました。その後、護岸工事等公園として整備され地下水の汲み上げにより妙正寺池として復活した経緯があります。現在の状況はあくまでも噂の域を出ませんが外来生物、特定外来生物の宝庫になっているようです。池の外の公園内で通称ミドリガメが産卵し、池ではカルガモのひなが突然水中に引き込まれたとのこと。こうした状況から水抜き調査をし、特定外来生物の実態を調査し、適切な措置を講じること。	水抜き調査（池干し）は特定外来生物の駆除に有効であり、その必要性は理解していますが、生態系への影響や多額の費用・期間を要することから、実施にあたっては費用対効果等を総合的に判断する必要があります。そのため、今後、関係機関と慎重に協議を進めてまいります。なお、特定外来生物が発見された場合は速やかに駆除し、必要に応じて都と連携して適切に対応してまいります。